

けいはんなロボット技術センター利用規程

（目的）

第1条 この規程は、京都府が整備し、公益財団法人京都産業21（以下「財団」という。）が管理するけいはんなロボット技術センター（以下「センター」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置目的）

第2条 生活の利便性向上、産業の生産性向上に不可欠となる自律ロボットの次世代技術の開発を促進するため、ロボット関連技術の開発又はロボットの導入を検討している中小企業・ベンチャー等が利用可能な開発・実証拠点として、けいはんなオープンイノベーションセンター(KICK)内に整備する。

（貸出ゾーン、貸出ロボット及び機器類）

第3条 貸出ゾーン、貸出ロボット及び機器類は、財団が別に定めるとおりとする。

（利用時間及び休所日）

第4条 センターの利用時間は、次に掲げる日を除く日の午前9時00分から午後5時00分までとする。ただし、財団が必要と認めるときはこれを変更することができる。

（1）土曜日及び日曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）年末年始（12月29日から翌年の1月3日）

（利用料金）

第5条 センターの利用料金は財団が別に定めるとおりとする。

2 利用者は、財団に利用料金を原則、前納しなければならない。ただし、財団が別に納期を定めたときは、この限りでない。

3 KICK 及びセンターの設置目的に馴染まない利用については、別途協議を行うものとする。

（利用料金の返還）

第6条 既納の利用料金は返還しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により施設等を利用することができなくなったとき、その他財団が相当の理由があると認めるときは、この限りではない。

(利用手続)

第7条 センターを利用しようとする者は、別に定める「けいはんなロボット技術センター利用申込書」(以下「申込書」という)を財団理事長あて提出しなければならない。

ただし、財団は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、利用を禁止することができる。

- (1) 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害する恐れのある者
 - (2) センター等を損傷する恐れのある者
 - (3) センター等の利用が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れがある団体の利益になると認める者
 - (4) その他センターの管理上支障があると認める者
- 2 財団理事長は、申込書を受理したときは、貸し出すことが適当と認めた場合にあっては、承認する。
- 3 財団は、前項の承認を行う際に、センターの利用申込内容により、損害賠償保険への加入等、条件を付与することができる。
- 4 申込書の受付期間や納入方法は、財団が別に定めるとおりとする。ただし、財団が管理運営において支障がないと認めるときはこの限りではない。
- 5 第1項の規定による申込書を提出した者は、申込書の内容を変更しようとするときは、速やかに財団に申し出て、申込書の再提出等指示を受けなければならない。

(利用上の制限、禁止行為)

第8条 使用者は、次の行為を行ってはならない。

- (1) KICK が展開するオープンイノベーションによる4つの研究開発テーマ(「スマートライフ」、「スマートエネルギー&ICT」、「スマートアグリ」、「スマートカルチャー&エデュケーション」)に関連しない利用
- (2) 施設、設備等の損傷
- (3) 営利販売、展示即売会、契約行為等の営業行為
- (4) 有料セミナー等の開催(実費徴収による開催の場合は可)
- (5) 火気や水を使用する催事及び作業、危険物の持ち込み
- (6) 楽器演奏や鳴り物の使用、大声、騒音等により他の入居団体及び近隣への迷惑行為
- (7) 定員を大幅に超える行為
- (8) 申し込み内容と異なる使用行為
- (9) 使用の権利を第三者に譲渡又は転貸する行為
- (10) 財団が管理上支障があると認める行為

なお、その場で直ちに営業・営利に結びつく行為である「商品の販売」「展示即売」「契約勧誘」を主要な目的とした利用は禁止行為に該当するが、営

業行為の可能性を広く制限する趣旨ではない。ただし、中小企業等をサポートする観点で会議室利用料を利用しやすい価格帯に抑えていることから、これを利用して直接的な営利活動に結びつける行為は控えること

(承認の取消し等)

第9条 財団は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第7条第2項の承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはセンターからの退場を命ずることができる。

- (1) この規程に違反している者
- (2) 偽りその他不正な手段により承認を受けた者
- (3) 申込書の内容に違反している者
- (4) その他センターの管理上支障があると認める者

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センターに変更を加え、又は特別の設備を設けないこと。ただし、あらかじめ財団の承認を受けた場合は、この限りでない。
- (2) 利用の承認を受けた目的以外にセンターを利用し、又は許可を受けた行為以外の行為をしないこと。
- (3) 利用の承認を受けた貸出ゾーンのみを利用すること。
- (4) 利用の承認を受けた貸出口ロボット及び機器類のみを利用すること。
- (5) 火災、盗難等の発生防止に努めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、財団が指示した事項

(財団による指示)

第11条 財団は、センターの管理上必要があると認めるときは、センターに立ち入り等を行い、必要な指示をすることができる。

(利用者の義務、損害賠償責任)

第12条 利用者は、利用終了時は、速やかにセンターを原状に復した上で財団に報告し、適切な利用について確認を受けなければならない。

2 利用者は、貸出ゾーン、貸出口ロボット及び機器類を損壊し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(持ち込みロボット等の管理及び損害賠償責任)

第13条 利用者は、自己の責任において、センターにロボット等を持ち込むことができる。

2 利用者は、持ち込みロボット等を適切に管理するものとする。

3 持ち込みロボット等の盗難、破損、情報の流失等による損害は利用者の責任とし、財団はこれらによる損害について、その賠償の責めを負わない。

(財団の損害賠償責任)

第14条 財団は、センターの利用に際し、利用者若しくは入場者が被った損害について、その賠償の責めを負わない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、承認を受けた利用目的以外に利用、転貸し、又はその利用権を他に譲渡してはならない。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、センターの利用について必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月17日から施行する。